

篠山中学校生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は篠山中学校生徒会と称する。

第2条 本校の全生徒をもって構成する。

第3条 本会は生徒の民主的な自治活動の促進をはかり、学校長及び職員指導のもとに将来健全な社会人となる素地を養うことを目的とする。

第2章 組織と運営

第4条 本会に次の機関をおく。

- 1 生徒総会
- 2 中央委員会
- 3 執行部
- 4 専門委員会 学級, 文化, 生活, 給食, 整美, 保体, 放送
- 5 学級会
- 6 部活動部会, 部活動部長会
- 7 校外生徒会, 校外委員会

第5条 生徒総会

- 1 生徒総会は全会員によって構成され、本会の最高議決機関である。
- 2 生徒総会は每学期1回開くことを原則とし、次の場合、随時に開くことができる。
 - イ 中央委員会の要求があったとき。
 - ロ 会員の3分の1以上の要求があったとき。
- 3 生徒総会は本会の活動計画、予算の審議、予算の承認及び規約の改正を行う。また中央委員会での決議事項のうち必要と認めるものについて承認を行う。

第6条 中央委員会

- 1 中央委員会は執行部、各委員会の委員長、各学級委員をもって構成し、総会につぐ議決機関である。
- 2 中央委員会は毎月1回開くことを原則とし、次の場合、随時に開くことができる。
 - イ 会長が必要と認めたとき。
 - ロ 各委員会からの要求があったとき。
 - ハ 学級の要求が一致したとき。
- 3 中央委員会は学級会、または各委員会より提案された事項を協議する。また、総会に提案する議事を審議する。

第7条 専門委員会

- 1 各委員会は各学級役員によって構成し、必要に応じて随時開く。
- 2 各委員会はそれぞれの委員会の活動について協議し、各学級役員は学級会に連絡して自主的な委員会活動の推進をはかる。決議のうち必要な事項は委員長を通じ

て、中央委員会に提案する。

3 各委員会の活動

学級……生徒会活動全般の意見・集約

学級会の司会・運営

行事・奉仕活動の啓発

学級委員会行事の企画・運営

文化……図書室の運営・管理・利用の啓発

文化的行事の企画・運営

掲示黑板, 掲示物の管理

生活……風紀・安全面の啓発、点検活動

生活委員会行事の企画・運営

給食……給食面の啓発、点検活動

給食委員会行事の企画・運営

整美……清掃面の啓発、点検活動

清掃用具の管理

整美委員会行事の企画・運営

保体……衛生・健康面の啓発活動

学校・学級体育用具の管理

体育的行事の企画・運営

放送……行事の放送準備、アナウンス

日々の放送活動

第8条 学級会

1 学級会は学級生徒全員で構成し必要に応じて随時開く。

2 決議のうち必要な事項は学級委員を通じて中央委員会に提案する。

第9条 部活動部会・部活動部長会

1 部活動部会は、各部活動の部員をもって構成し、部活動の計画について協議する。

2 部活動部長会は部活動の部長をもって構成し、各部活動の調整などについて協議する。

第10条 校外生徒会・校外委員会

1 校外生徒会は校下町内大字毎に各地区の生徒をもって構成し、校外における生活及び地区行事などについて協議する。

2 校外委員会は委員（地区長）をもって構成し、校外における生徒会活動について協議するとともに、生活委員会に協力し、交通安全啓発活動を推進する。

第11条 本会のすべての会議は3分の2以上の出席によって成立する。

第12条 本会の議事は出席者の過半数の賛成をもって議決する。

第3章 役員とその任務

第13条 本会に次の役員をおき、それぞれの任務にあたる。

1 執行部

- イ 執行部は生徒会長、副会長、書記をもって構成する。
- ロ 全校生徒により生徒会長1名、副会長男女各1名、書記男女1名を選出する。
- ハ 生徒会長は本会を代表し会務を総括する。
- ニ 副会長は生徒会長をたすけ生徒会長が不在のときは代行する。
- ホ 書記は本会の議事を記録し、会議録を保存する。

2 各委員会の正副委員長

- イ 全校生徒により各委員長1名を選出する。また、各学級より選出された委員より副委員長1名を互選する。(いずれか男女1名)
- ロ 各委員会の委員長は各委員会の活動の計画運営の中心となる。

3 学級役員

イ 各委員会の役員

- ① 学級生徒の中から各委員会とも原則として男女1名の役員を選出する。
- ② 所属する各委員会の活動にもとづく任務にあたる。

ロ 各教科係

- ① 各教科係は生徒会役員にあたっていない学級生徒の中から、1教科につき2名～4名を選出する。
- ② 各教科係は各教科の諸準備、連絡等の役目を果たす。

ハ 日番

- ① 学級生徒全会員が交替で務める。
- ② 始業20分前に登校し、短学活の司会。当日の諸行事等の連絡。
- ③ 窓の開閉と戸締まり。
- ④ 翌日の時間割の確認。

4 部活動部長会長

- イ 各部活動部長により体育部活動部長、文化部活動部長各1名を互選する。
- ロ 部活動部長会長は体育・文化の各部活動の連絡調整にあたる。

5 校外委員長

- イ 校外委員(地区長)の互選による。
- ロ 校外委員会を開き、校外における生徒活動について総括する。

第14条 役員の任期

- 1 執行部及び各専門委員長の任期は1年とし、12月末に改選を行う。会長は原則として他の役員を兼務しない。
- 2 生徒会の他の役員の任期は、1年生・2年生は6ヶ月とし4月当初、9月下旬にそれぞれ改選を行う。3年生は任期を1年とし、4月当初に改選を行う。

第 15 条 選挙規定は別に定める。

第 16 条 役員は学校長の認定をうけるものとする。

第 4 章 会計

第 17 条 本会の会計は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 18 条 生徒会費として年間 600 円を納める。

第 5 章 付則

第 19 条 本会の活動計画、会則の改廃は学校長の承認を経なければならない。

第 20 条 本会の規約は平成 10 年 12 月 4 日より実施する。

以上